## 総合評価一般競争入札落札者決定基準

分類	評価項目	評価基準	配点
1企業の技術的 能力	①同種業務の実績 <sup>※1</sup> (過去10年間に限る)	提出された業務実績が官公庁とあるもの	4.0
		提出された業務実績が官公庁以外とあるもの	2.0
		実績なし	0.0
	②ISO9001、ISO14001 又はエコアクション21の 取得状況	主観評価項目制度実施要綱第2条(1)オ又は力に該 当する事業者 <sup>※4</sup>	1.0
		上記以外	0.0
2企業の地域性・ 社会性	①本社、営業所等の所 在地 <sup>※2</sup>	市内に本社がある	2.0
		市内に本社以外の支店・営業所などの事業所がある	1.0
		市内に事業所がない	0.0
	②障害者の雇用状況	主観評価項目制度実施要綱第2条(1)アに該当する 事業者	1.0
		上記以外	0.0
	③男女共同参画	主観評価項目制度実施要綱第2条(1)キ又はクに該 当する事業者	1.0
		上記以外	0.0
3報酬額	①指定した条件での報 酬額 <sup>※3</sup>	最も高い報酬額	3.0
		二番目に高い報酬額	2.0
		三番目に高い報酬額	1.0
		四番目以下の報酬額	0.0

- ※1 提出は契約書、設計書など(写し可・直近のもの・1件のみ)とする。なお、官公庁と官公庁以外の両方の提出は認めない。
- ※2 関連会社や共同企業体などとしての所在は認めない。
- ※3 指定した条件での報酬額には、消費税および地方消費税は含まない。

また、報酬額が同じ者がある場合、下位の応募者の順位は報酬額が同じものの数を繰り下げた順位とする。(例 最も高い報酬額を提示した応募者が2者の場合、この2者にはそれぞれ3点を与えることとし、二番目の報酬額を提示した者は1点を与えることとする。)

※4 対象となる事業所は、本社、営業所などの自社の事業所に限る。